

燃やせないごみ、古紙
燃やせない粗大ごみ

問い合わせ先

浜田市不燃ごみ処理場
平日：9時～16時30分
浜田市生湯町935
電話 0855-28-3147

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方	処理場へ直接搬入	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ 一般家庭 10kgあたり 50円（税込） 事業所 10kgあたり 152円（税込） 古紙：無料（一般家庭、事業所） 敷地内の古紙倉庫に搬入してください。

ペットボトル本体、
かん、びん

問い合わせ先

石央リサイクルセンター
平日：9時～16時30分
浜田市生湯町1909-31
電話 0855-23-1808

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方	処理場へ直接搬入	ペットボトル本体、かん、びん：無料 ただし、一般家庭事業所ともにプラスチック容器包装（食品トレイなど）やペットボトルのラベル、キャップについては指定袋で搬入してください。

【その他 各種制度のご案内】

児童扶養手当

問い合わせ先

本庁 子ども・子育て支援課 子ども政策係
(1階 11番窓口) 電話 25-9331
各支所 市民福祉課 健康福祉係

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	原則 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童を養育している方	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。ただし、状況により案内が異なりますので、事前に上記へお問い合わせください。 49 ページを参考にしてください。

福祉医療 (ひとり親)

問い合わせ先

本庁 保険年金課 医療年金係
(1階 6番窓口) 電話 25-9411
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	満 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童がいる方	ひとり親家庭等に対して医療費の助成があります。ただし、状況によって案内が異なりますので、事前に上記へお問い合わせください。

就学援助

問い合わせ先

学校教育課 (北分庁舎 1 階)
教育委員会事務局 電話 25-9711

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を市が援助する制度です。 申請書の提出先は、就学先の学校になります。制度については、学校又は上記へご相談ください。

経済的に生活にお困りの方

問い合わせ先

地域福祉課
 (東分庁舎1階) 電話 25-9301
 浜田市社会福祉協議会
 あんしん生活相談窓口 電話 25-1755
 (浜田市総合福祉センター内)

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/>	経済的に生活にお困りの方	上記へご相談ください。

【香典返しとして寄付をお考えの方】

浜田市への寄付

問い合わせ先

地域福祉課 (東分庁舎1階)
 電話 25-9300

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/>	浜田市への寄付をお考えの方	死亡後の手続きの際、総合窓口課または各支所市民福祉課の職員にご相談ください。

社会福祉協議会への寄付

問い合わせ先

浜田市社会福祉協議会
 (浜田市総合福祉センター内)
 電話 22-0094

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/>	社会福祉協議会への寄付をお考えの方	死亡後の手続きの際、総合窓口課の職員または直接浜田市社会福祉協議会へご相談ください。

【市役所以外で行う手続き】

生命保険等		手続き先
		加入していた生命保険会社 又は代理店
チェック 欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	死亡保険金の請求 入院給付金の請求など	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・保険証券 ・受取人様の本人確認資料・印鑑 ・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 ・死亡診断書 など <p>※保険会社・契約内容(契約金額、契約者と受取人の関係など)によって必要書類は異なります。加入している生命保険会社にご確認ください。</p> <p>※ご家族の生命保険契約で、亡くなられた方の保障がされている場合もありますので、保険内容をご確認ください。</p> <p>※ご連絡をされる際に、以下の点の聞き取りがあります。確認の上、ご連絡されるとお手続きが進みやすいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券記号番号(ご契約が複数ある場合は全件) ・亡くなられた方(被保険者)の名前、死亡日、死亡原因 ・死亡給付(保険)金受取人の名前(被保険者との続柄と連絡先) ・申出者の名前(被保険者との続柄と連絡先) ・保険証券の有無

損害保険等		手続き先
		加入していた損害保険会社 又は代理店
チェック 欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更 解約	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 など <p>※保険会社・契約内容によって必要書類は異なります。加入している損害保険会社にご確認ください。</p>

預貯金口座

手続き先 各金融機関等

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	口座解凍手続き 定期預金解約	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑登録証明書 ・遺言書や遺産分割協議書（該当があれば）など <p>※金融機関・取引状況（預金残高など）によって必要書類は異なりますので、取引のある金融機関にご確認ください。</p> <p>※金融機関によっては、共済や出資金の相続手続きがあわせて必要になる場合もあります。</p>

クレジットカード

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	解約	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方との関係（つながり）がわかる戸籍謄本 ・亡くなられたことがわかる書類（除籍謄本、死亡診断書）など <p>※年会費が発生しているカード等もありますので、各契約会社に連絡し、速やかに手続きを行ってください。</p> <p>※クレジットカードの裏面に問い合わせ電話番号が載っている会社もあります。</p> <p>※預金口座開設の際に、キャッシュカード機能と兼ね備えたクレジットカードを作っているケースもあります。（JCB や VISA マークなどがついているもの）</p> <p>※ガソリンスタンドのカードやデパートの会員カード、スーパーなどのポイントカードに合わせてクレジット機能がついている場合もあります。（ENEOS、JR 西日本、イオンなど）</p>

注意

○手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍謄本等、住民票など）があるため、各契約会社等にお問い合わせをいただいてから市役所にお越しになると、手続きが進みやすくなります。

○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合があります。各契約会社等にご確認ください

株式等		手続き先	証券会社等
-----	--	------	-------

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明書 など <p>※証券会社等によって必要書類は異なります。 ※保有している株式も相続税の対象となりますので、取引のある証券会社にお早めにご確認ください。</p>

国債 (戦没者弔慰金)		手続き先	償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の郵便局
---------------	--	------	------------------------------

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	記名変更 償還金受領	<ul style="list-style-type: none"> ・国債 (又は証券保管証書) ・印鑑 ・記名者の死亡を証明できる戸籍謄本 ・記名者と相続人との関係が証明できる戸籍謄本

普通自動車税		手続き先	西部県民センター 収納管理課 (浜田合同庁舎 片庭町 254 番地) 電話 29-5522
--------	--	------	---

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	自動車税の納付 相談	上記へお問い合わせください。

普通自動車

手続き先

中国運輸局 島根運輸支局
(松江市馬潟町 43-3)
電話 050-5540-2071

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更 廃車	普通自動車の名義変更等については、上記へお問い合わせください。 ※毎年 4 月 1 日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

軽四輪及び二輪 (125 cc以上)

手続き先

【軽四輪】

軽自動車検査協会島根事務所
(松江市馬潟町 68-1)
電話 050-3816-3083

【二輪】

中国運輸局 島根運輸支局
(松江市馬潟町 43-3)
電話 050-5540-2071

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更 廃車	上記へお問い合わせください。 ※毎年 4 月 1 日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

国税関係

手続き先

浜田税務署
(殿町 1177 番地) 代表 22-0360

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	申告には期限がありますので、上記へお問い合わせください。 47～48 ページを参考にしてください。

不動産登記関係

手続き先

松江地方法務局 浜田支局
(田町 116 番地 1) 代表 22-0959

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	土地・家屋 移転登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 など 46 ページを参考にしてください。

遺言書

手続き先

松江家庭裁判所 浜田支部
(殿町 980 番地) 代表 22-0678

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	検認・開封	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本、印鑑 ・遺言者の除籍謄本 ※申立先は、亡くなられた方の住所地の家庭裁判所 ※申立人が亡くなられた方の配偶者及び子以外の場合には、その他の戸籍も必要となりますので、上記へお問い合わせください。

相続放棄

手続き先

松江家庭裁判所 浜田支部
(殿町 980 番地) 代表 22-0678

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	相続放棄の申立	<ul style="list-style-type: none"> ※相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人(亡くなられた方)の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要がありますので、上記へお問い合わせください。 ※相続放棄には2種類があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です)

固定電話 (NTT 西日本)

手続き先

局番なし 116
携帯からは 0800-2000-116

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	契約承継 解約	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本 ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本 ・相続人の印鑑 ※承継される場合は、相続人の印鑑登録証明書や本人確認資料を求められる場合もあります。直接上記へお問い合わせください。

固定電話 (NTT 西日本以外)

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	直接各契約会社へ連絡し、手続きを行ってください。

携帯電話

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更(承継) 解約 家族プランの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話機本体、内蔵のカード ・ 来店者の印鑑(スタンプ印以外) ・ 来店者の本人確認資料 ・ 契約者が亡くなられたことが確認できる書類 例 戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本、住民票の写し(除票)、新聞のおくやみ欄、会葬御礼の挨拶状など <p>※契約会社によって、必要となるものが異なりますので、各契約会社へ直接お問い合わせください。</p> <p>※会社名義の携帯電話がある場合も必要となるものが異なりますので、各契約会社へ直接お問い合わせください。</p>

インターネット

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	利用明細書、請求書、契約書などで確認後、契約をしている回線会社やプロバイダーへ直接連絡し、手続きを行ってください。

NHK受信料

手続き先

NHK松江放送局(松江市)
電話 0852-32-0702 または 0852-32-0700(代表)

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	<p>上記へ直接お問い合わせいただき、手続きを行ってください。</p> <p>※解約等の手続きをされない限り、受信料が発生しますので、上記へお早めにご連絡ください。</p>

電気

手続き先

中国電力株式会社 浜田営業所
(黒川町 129 番地の 5) 電話 0120-312-802 など

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	<p>契約している電力会社へお問い合わせください。各契約会社へ直接連絡し、手続きを行ってください。</p> <p>※お問い合わせをされる際に、電気の契約番号のわかるもの(電気のご使用量のお知らせ、領収証など)をご用意されておくとスムーズです。</p>

ガス

手続き先

各契約会社

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	<p>各契約会社へ直接連絡し、手続きを行ってください。</p> <p>※お問い合わせをされる際に、「検針結果のお知らせ」などに記載されています契約番号(お客様番号)をご用意されておくとスムーズです。</p> <p>※閉栓の場合(ガス管撤去)や即日未払いの使用料をお支払いされたい場合など、立会いが必要な会社もありますので、ご連絡された際にご相談ください。</p>

新聞	手続き先	各最寄りの販売店
-----------	------	----------

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更・解約 未払い分の精算	契約者が亡くなったこと、自分が相続人であることを上記へ直接お伝えください。 ※「名義変更」の場合、支払い方法として新しい契約者となられる方の引き落とし口座の情報も必要となる場合があります。 ※「解約」の場合、契約内容が定期購読でまだ契約期間が残っている場合、違約金を求められたり、期間満了まで解約ができないケースもあります。

運転免許証	手続き先	西部運転免許センター（竹迫町 2385 番地 3） 電話 23-7900 ☆受付時間有
--------------	------	--

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	返納手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の運転免許証（有効期限内のもの） ・亡くなられたことがわかる住民票の写し（除票）、除籍抄本など ☆月～金 8:30～11:00・13:00～16:00 土 お休み 日 10:00～11:30・14:00～15:30

県営住宅	手続き先	島根県住宅供給公社 浜田住宅管理事務所 （竹迫町 1901 番地 35） 電話 25-0535
-------------	------	--

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	新借主の届出 借りている家族が亡くなられた場合、異動者の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・新借主の印鑑登録証明書 ・亡くなられた方の死亡年月日の記載のある住民票の写し（除票） ・新借主の所得・課税証明書（非課税の場合）など 上記へお問い合わせください。

浄化槽 (変更・休止)

手続き先

浜田保健所 環境保全課
電話 29-5560

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	使用者 (管理者) 変更届	●管理者変更届 ・新たに住宅所有者 (管理者) となる方の印鑑
<input checked="" type="checkbox"/>	休止届	●休止の連絡 ・浜田保健所へ電話連絡をください。

浄化槽 (支払い・口座)

手続き先

公益社団法人島根県浄化槽
普及管理センター松江支所
電話 0852-24-8165
(浜田支所は検査員のための配置)

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	未払い検査料の支払	●検査料の払い忘れや、新たに口座振替を届出される場合 ・振替口座がわかるもの (通帳等) ・口座名義人の印鑑 (通帳届出印) 詳細は上記へお問い合わせください。
<input checked="" type="checkbox"/>	口座振替依頼書	

浄化槽 (管理会社との契約)

手続き先

契約をしている民間の
浄化槽管理会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	民間の浄化槽管理会社と保守点検・清掃契約している場合、契約者の変更	・新たに住宅所有者 (管理者) となる方の印鑑など

石見ケーブルテレビ

手続き先

石見ケーブルビジョン株式会社
電話 23-4883

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	利用者変更手続き 口座変更 休止手続き 解約手続き 未払い利用料の支払	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者変更手続きや新たに口座振替を届出される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替を行う通帳、通帳届出印 ※郵送または来店での手続きとなります。電話による手続きはできません。 ●休止、解約手続き <ul style="list-style-type: none"> ・上記へ直接お電話ください。 ※口座振替の場合、毎月 27 日振替前払い式です。休止、解約の場合は速やかにご連絡ください。 ※石見ケーブルビジョンのホームページの各種手続きという項目をクリックすると、お問い合わせ入力フォームからも手続き可能です。

図書館利用者カード

手続き先

市内で利用者登録をしている図書館

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	貸出中の図書がある場合は返却登録の抹消	貸出中の図書がある場合は、すみやかに返却してください。 亡くなられたことを図書館受付でお伝えください。

その他契約

手続き先

各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	債務の承継 契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●亡くなられた方の名前で、金銭を借りている場合（奨学金、銀行、金融公庫等からの借入など）契約の相手方にご連絡ください。 ●置き薬や牛乳個別配達など定期的な支払いがある契約については、契約の相手方にご連絡ください。 ●年会費を支払っているものがあれば、お手続きください。

証明書、戸籍謄本等 を取得される方へ

浜田市以外の自治体に戸籍を請求される場合など、
お困りの際は、お気軽にお問い合わせください

手続き先

総合窓口課（電話 25-9400）	または
金城支所市民福祉課	電話 42-1235
旭支所市民福祉課	電話 45-1434
弥栄支所市民福祉課	電話 48-2656
三隈支所市民福祉課	電話 32-2807

住民票の写し・住民票の写し(除票)

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> /	<p>本人確認資料 (運転免許証など)</p> <p>1通300円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票に載せる情報を必要に応じて選ぶことができます。 世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、住民票コードなどの記載が必要かどうか、提出先にご確認の上ご請求ください。 亡くなった方の個人番号入りの住民票は交付できませんのでご了承ください。 ●相続の手続きにおいて、亡くなられた方の死亡年月日が載った住民票の写し(除票)や相続人の方の住民票が必要となる場合があります。

戸籍謄抄本

チェック 欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<p>本人確認資料 (運転免許証など)</p> <p>戸籍全部(一部) 事項証明書 1通 450円</p> <p>除籍全部(一部) 事項証明書 1通 750円</p> <p>改製原戸籍、 除籍謄抄本 1通 750円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄抄本等の請求は、本籍地に行ってください。 ●死亡届を提出されたら、死亡の記載のある戸籍を取得できるまで日数がかかります。お急ぎの場合はご相談ください。 <p>※他市に死亡届の内容を確認したり、他市から本籍地である浜田市に死亡届が郵送される場合など、お時間がかかることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●亡くなられた方の配偶者、直系尊属(両親・祖父母)または卑属(子・孫)以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。(目的によって不要な場合もあります。) <p>個別に遺言書をお持ちである場合、または生命保険等の受取人に指定されている場合など、遺言書や生命保険証書など相続関係を確認できるものの提示を求めることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●どのような戸籍が必要かは、提出先にご確認の上、請求してください。コピー(複製)の提出が可能なところもあります。 <p>(例) 亡くなられた方の 出生から死亡までの一連の戸籍 亡くなられた方の 18歳から死亡までの一連の戸籍 (女性であれば16歳) 亡くなられた方の 婚姻から死亡までの一連の戸籍 亡くなられた方の 死亡年月日の載っている戸籍 亡くなられた方と 相続人の関係が分かる改製原戸籍 相続人の 現在の戸籍(全部事項証明書) など</p>

※戸籍は1通で生涯をすべて表しているものではなく、昔の戸籍は戸主(現在の筆頭者)が代わる度に、また法改正の度に新たに戸籍が編製されています。生涯のどの部分の戸籍が必要か提出先にご確認ください。

戸籍の附票

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/>	<p>本人確認資料 (運転免許証など)</p> <p>1通300円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で記録していく住所履歴です。 ●附票の請求は、本籍地に行ってください。請求の際は、誰のどの住所からどの住所までの附票が必要か示してください。 <p>※長年変更していない土地等の登記情報や、先代名義の車の登録抹消手続きなど、昔の住所を記載した附票が必要になる場合があります。</p>

※住民票の写し

電子記録されたものを住民票と呼び、証明書として交付するものは、正式には、住民票の写しという表現になります。
住民票の写しのコピーとは、文字通りコピーしたものです。

死亡届(死亡診断書)記載事項証明書

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> /	<p>本人確認資料 (運転免許証など)</p> <p>1通350円</p> <p>提出先を確認するための資料 (簡易保険証書・年金証書など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡届提出前に葬儀社がコピーしてくれるものとは異なります。 ●郵便局の簡易保険の請求、公的年金(厚生年金、共済年金など)にかかる遺族年金請求など死亡届(死亡診断書)記載事項証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません。 ●死亡届を提出した市役所か本籍地の市役所へ請求してください。

印鑑登録証明書

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<p>本人確認資料 (運転免許証など)</p> <p>印鑑登録証</p> <p>1通300円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。 ●相続手続きでは、相続人の印鑑登録証明書が必要なケースがあります。 ●実印を登録している方は、印鑑登録証(カード)を窓口へ必ず提示してください。探しても、カードが見あたらない場合、再登録も可能です。 ●印鑑登録証(カード)があれば、委任とみなしますので、代理人でも委任状なしに印鑑登録証明書の取得が可能です。 ●浜田市で実印を登録していない方は、写真付きの本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカードなど)、登録したい印鑑、登録料300円をお持ちいただくと、即日登録ができます。(ご本人登録の場合に限る) <p>※写真付きの本人確認資料がない場合や、ご本人が登録に来られるのが難しい場合など、個別にご相談ください。</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

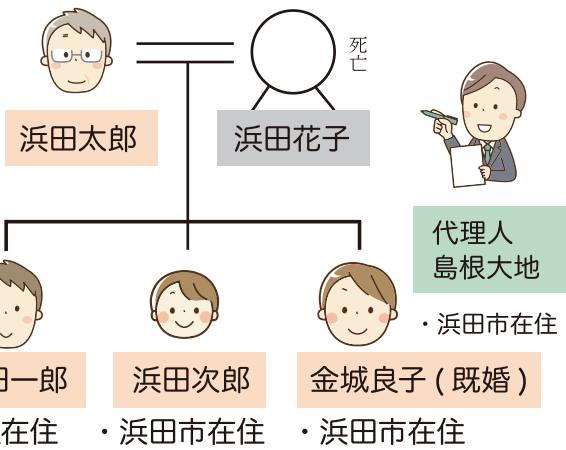
.....

.....

.....

.....

- ・ 浜田市在住
- ・ 本籍地 浜田市



次ページより記入例を掲載していますので、左記のイメージ関係図を参考にしてください。